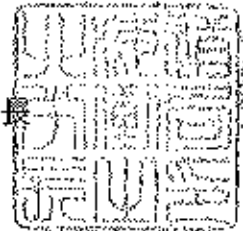


北労発基 0824 第 1 号の 2
令和 2 年 8 月 2 4 日

公益社団法人北海道労働基準協会連合会 代表者 殿

厚生労働省北海道労働局長



金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接
ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について

労働基準行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 148 号。以下「改正政令」という。）（別添 1）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）（別添 2）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 192 号。以下「改正告示」という。）（別添 3）が、令和 2 年 4 月 22 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。

また、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和 2 年厚生労働省告示第 286 号。以下「測定告示」という。）（別添 4）が、令和 2 年 7 月 31 日に告示され、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとされます。

つきましては、これらの改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので御理解いただきますとともに、貴殿におかれましても、会員事業場等において確実な取組が行われますよう、周知方特段の御配慮をお願いいたします。

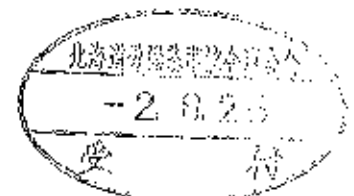
なお、本件に関するリーフレット（3 種類）を添付いたしますので御活用ください。電子データは、

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/roudou-eisei/_119861_00005.html

にあります。

記

I 改正政令・改正省令・改正告示関係



第1 改正の趣旨及び概要等

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）では、化学物質であって、製造の許可、譲渡時の情報提供等の規制対象とすべきものについて政令で定めることとされている。また、当該規制の対象となっていない化学物質についても、労働者に健康障害を生じさせるおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、必要な規制を行っている。

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号。以下「評価基準」という。）、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）等について、所要の改正を行ったものである。

2 改正政令の概要

(1) 特定化学物質の追加

特定化学物質（第2類物質）に、「溶接ヒューム」を追加するとともに、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」の「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削除したこと。この結果、溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンに係る作業又は業務について、新たに作業主任者の選任（法第14条関係）、作業環境測定の実施（法第65条関係。塩基性酸化マンガンに係る業務に限る。）及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施（法第66条第2項前段関係）が必要となること。

(2) 溶接ヒュームに係る作業環境測定の適用除外

特定化学物質（第2類物質）に適用される規制のうち、作業環境測定を行うべき作業場については、溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場を除いたこと。

3 改正省令の概要

(1) 特化則（溶接ヒュームへのばく露防止）関係

ア 金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体

換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じることを義務付けたこと。

- イ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定することを義務付けたこと。
- ウ イによる空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じることを義務付けたこと。
- エ ウの措置を講じたときは、その効果を確認するため、イの作業場について、イの測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定することを義務付けたこと。
- オ 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けたこと。
- カ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業場についてのイ及びエによる空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付けたこと。
- キ カの呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期的に、カの呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することを義務付けたこと。
- ク イ又はエによる測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存することを義務付けたこと。
- ケ 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除することを義務付けたこと。
- コ 事業者からオ又はカの呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用することを労働者に義務付けたこと。

(2) 特化則(健康診断)関係

金属アーク溶接等作業に係る業務に従事する労働者について、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断の実施を義務付けたこと。さらに、健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものについては、医師による追加の健康診断の実施を義務付けたこと。

4 改正告示の概要

(1) 評価基準関係

管理濃度に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その管理濃度を「マンガンとして0.05mg/m³」に引き下げたこと。

(2) 特化則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）関係

局所排気装置の具備すべき性能に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その抑制濃度を「マンガンとして0.05mg/m³」に引き下げたこと。

(3) 測定基準関係

個人サンプリング法（作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング）による作業環境測定の対象となる「低管理濃度特定化学物質」に「マンガン及びその化合物」を追加したこと。また、特定化学物質の濃度の測定方法等に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その試料採取方法について、測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集法としたこと。

5 施行日、準備行為及び経過措置

ア 改正政令、改正省令及び改正告示は、令和3年4月1日に施行することとしたこと。

イ 改正政令については、改正後の令第6条第18号に掲げる作業（改正前の令第6条第18号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和4年3月31日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しないこととしたこと。

ウ 改正省令の3（1）イの適用については、事業者は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、厚生労働大臣の定めるところにより、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこととしたこと。

エ 改正省令の3（1）イの屋内作業場については、令和4年3月31日までの間は、改正省令の3（1）ウ、エ、カからクまで及びコ（3（1）カ

の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)は、適用しないこととしたこと。

オ その他所要の経過措置を改正省令及び改正告示に設けることとしたこと。

第2 細部事項

1 改正政令関係

(1) 令別表第3関係

ア 塩基性酸化マンガンのばく露による有害性については、塩基性酸化マンガンを含む溶接ヒューム及び溶解フェロマンガンヒュームのばく露による神経機能障害が多数報告され、その多くには、ばく露量-作用関係が認められた。さらに、塩基性酸化マンガンに関する特殊健康診断において、一定の有所見者(2.4%)が認められた。これらを踏まえ、塩基性酸化マンガンを特定化学物質(第2類物質)に追加したこと。

イ 溶接ヒュームのばく露による有害性については、含有されるマンガンによる神経機能障害に加え、溶接ヒュームのばく露による肺がんのリスクが上昇していることが多数報告され、ばく露量-作用関係も大規模疫学研究等で確認された。このため、溶接ヒュームとマンガン及びその化合物の毒性、健康影響等は異なる可能性が高いことから、溶接ヒュームを独立した特定化学物質(第2類物質)として追加したこと。

(2) 令第21条関係

金属アーク溶接等では、溶接不良を避けるため溶接点での風速制限があり、実態調査において、仮に管理濃度(溶接ヒューム中のマンガン濃度)を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ とした場合、第3管理区分に相当する作業場所が6割程度を占めたこと等を踏まえると、仮に局所排気装置等の設置が可能である場合であっても、全ての事業場において、局所排気装置等を用いた作業環境改善措置のみによって溶接ヒューム中のマンガン濃度を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ (レスピラブル粒子。以下同じ。)まで一律に低減させることは困難と見込まれる。このため、溶接ヒューム等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、作業環境測定及びその結果に基づく措置の実施を義務付けないこととし、改正省令において、有効な呼吸用保護具の使用等の溶接ヒュームのばく露を防止するための措置を義務付けたこと。

2 改正省令関係

(1) 特化則第38条の21第1項関係

ア 本項の「金属アーク溶接等作業」には、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全

てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれないこと。なお、自動溶接を行う場合、「金属アーク溶接等作業」には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれないこと。

イ 本項の「全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置」の「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置及び局所排気装置が含まれること。

(2) 第38条の21第2項関係

ア 本項で規定する空気中の溶接ヒューム濃度の測定は、屋内作業場における作業環境改善のための測定でもあることから、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に限定して義務付けたこと。

イ 本項の「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われないものを行う屋内作業場は含まれないこと。

ウ 本項の金属アーク溶接等作業の方法を「変更しようとするとき」には、溶接方法が変更された場合、及び、溶接材料、母材や溶接作業場所の変更が溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与える場合が含まれること。

エ 本項及び本条第4項で規定する測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。

(3) 第38条の21第3項関係

ア 本項の「その他必要な措置」には、溶接方法、母材若しくは溶接材料等の変更による溶接ヒューム発生量の低減、集じん装置による集じん又は移動式送風機による送風の実施が含まれること。

イ 本項の規定は、本条第2項の測定結果がマンガンとして $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を下回る場合、又は、同一事業場における類似の金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該作業場に係る本条第2項の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等の措置を十分に検討した場合であって、その結果を踏まえた必要な措置をあらかじめ実施しているときに、さらなる改善措置を求める趣旨ではないこと。

(4) 第38条の21第5項関係

本項は、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときには、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを義務付ける趣旨であること。

(5) 第 38 条の 21 第 7 項関係

ア 本項に規定する呼吸用保護具の装着の定期的な確認は、面体と顔面の密着性等について確認する趣旨であることから、「呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）」という規定は、フード形、フェイスシールド形等の面体を有しない呼吸用保護具を本項の確認の対象から除く趣旨であること。

イ 本項の規定により記録の対象となる確認の「結果」には、確認を受けた者の氏名、確認の日時及び装着の良否が含まれ、当該確認を外部に委託して行った場合は、受託者の名称等が含まれること。

(6) 第 38 条の 21 第 9 項関係

本項の「水洗等」の「等」には、超高性能（HEPA）フィルター付きの真空掃除機による清掃が含まれるが、当該真空掃除機を用いる際には、粉じんの再飛散に注意する必要があること。

(7) 別表第 3 及び別表第 4 関係

ア 別表第 3 第 62 号及び別表第 4 第 51 号に規定する業務に係る健康診断は、作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、医師による特殊健康診断を行うことを義務付ける趣旨であること。

イ 別表第 3 第 62 号及び別表第 4 第 51 号に規定する健康診断の項目は、マンガン及びその化合物に係る健康診断の項目と基本的に同一であること。

ウ 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に基づくじん肺健康診断が義務付けられていることに留意すること。なお、同法の解釈（昭和 53 年 4 月 28 日付け基発第 250 号）では、「常時粉じん作業に従事する」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないと示されていること。当該健康診断と同様、特化則に基づく健康診断に係る対象者についても、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があること。

(8) その他

溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガンを特定化学物質（管理第 2 類物質）に位置付けることに伴い、以下の作業管理等に関する規定等が適用となること。

ア 安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 35 条）

イ ぼろ等の処理（特化則第 12 条の 2）

ウ 不浸透性の床（特化則第 21 条）

- エ 関係者以外の立入禁止措置（特化則第 24 条）
- オ 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第 25 条）
- カ 特定化学物質作業主任者の選任（特化則第 27 条）
- キ 休憩室の設置（特化則第 37 条）
- ク 洗浄設備の設置（特化則第 38 条）
- ケ 喫煙又は飲食の禁止（特化則第 38 条の 2）
- コ 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第 43 条及び第 45 条）

3 改正告示関係

(1) 評価基準関係

評価基準別表第 30 号のマンガン及びその化合物に係る管理濃度は、米
国産業衛生専門家会議（ACGIH）及び欧州委員会（EC）科学委員会の提案
理由書及びそれらに引用されている文献等を踏まえ、マンガンとして
0.05mg/m³としたこと。

(2) 測定基準関係

ア 測定基準第 10 条第 5 項の改正は、マンガン及びその化合物に係る作
業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに
加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて
行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（個人サンプリング
法）によることができることを規定した趣旨であること。

イ 測定基準別表第 1 のマンガン及びその化合物の項の中欄に規定する
「第 2 条第 2 項の規定による要件に該当する分粒装置」とは、レスピラ
ブル粒子を捕集できる分粒装置付きの試料採取機器であって、すでに粉
じんに係る作業環境測定で使用されているものと同様のものであるこ
と。

II 測定告示関係

第 1 制定の趣旨及び概要等

1 制定の趣旨

今般、新たに「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害
を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者へのばく露防
止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則及び作業環境
測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 89 号）に
より改正された特化則において、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内
作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとする
とき等には、厚生労働大臣の定めるところにより、空気中の溶接ヒュームの濃
度を測定しなければならないこと等が義務付けられたところである。

告示は、特化則第38条の21第2項、第6項及び第7項の規定に基づき、空気中の溶接ヒュームの濃度の測定、呼吸用保護具の使用及び当該呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認について規定したものである。

2 告示の概要

(1) 溶接ヒュームの濃度の測定関係

特化則第38条の21第2項に規定する金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において行われる空気中の溶接ヒュームの濃度の測定について、試料空气の採取に係る方法及び試料採取機器の採取口の装着位置、試料採取機器を装着する労働者の数、試料空气の採取の時間並びに溶接ヒュームの濃度の測定の方法を規定したこと。

(2) 呼吸用保護具の使用関係

特化則第38条の21第6項に規定する呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならないことを規定するとともに、要求防護係数の計算方法及び呼吸用保護具の種類に応じた指定防護係数を規定したこと。

(3) 呼吸用保護具の装着の確認関係

特化則第38条の21第7項に規定する、(2)の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する方法は、当該呼吸用保護具を使用する労働者について、日本産業規格T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）（以下「JIS T8150」という。）に定める方法又はこれと同等の方法により求める当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下「フィットファクタ」という。）が呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とするとともに、フィットファクタの計算方法及び呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタの値を規定したこと。

(4) 施行日及び経過措置

告示は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、令和4年3月31日までの間は、(2)及び(3)の規定は適用しないこと。

第2 細部事項

1 第1条（溶接ヒュームの濃度の測定）関係

ア 本条は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における溶接ヒュームの濃度の測定の方法を定めたものであること。

イ 本条第1号の「労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位」とは、労働者の呼吸域（当該労働者が使用する呼吸用保護具の外側であって、両耳を結んだ直線の中央を中心とし

た、半径 30 センチメートルの顔の前方に広がった半球の内側をいう。以下同じ。)をいうものであること。ただし、呼吸用保護具を使用することにより呼吸域に試料採取機器の吸気口を装着できない場合等は、呼吸域にできるだけ近い位置とすること。また、溶接用の面体の外側の溶接ヒュームの濃度は、内側と比較して大幅に高いため、試料採取機器の採取口が溶接用の面体の内側に位置するように装着すること。

ウ 本条第 2 号の「均等ばく露作業」には、溶接方法が同一であり、溶接材料、母材及び溶接作業場所の違いが溶接ヒュームの濃度に大きな影響を与えないことが見込まれる作業が含まれること。

エ 本条第 2 号の「適切な数 (2 以上に限る。) の労働者」は、原則として均等ばく露作業に従事する全ての労働者であるが、作業内容等の調査結果を踏まえ、均等ばく露作業におけるばく露状況の代表性を確保できる方法により抽出した 2 人以上の労働者を含める趣旨であること。

オ 本条第 3 号の「金属アーク溶接等作業に従事する全時間」には、金属アーク溶接等作業の準備作業、作業の間に行われる研磨作業、作業後の片付け等の関連作業の時間が一連の作業時間として含まれること。ただし、金属アーク溶接等作業と関連しない形で行われる組立や塗装作業等の時間は含まれないこと。なお、溶接ヒュームの濃度の測定を断続的に行ったために複数の測定値がある場合は、測定時間に対する時間加重平均により、金属アーク溶接等作業に従事した全時間の溶接ヒュームの濃度を評価すること。

カ 本条第 4 号イの「分粒装置」(試料空気中の粉じんの分粒のため、試料採取機器に接続する装置をいう。)は、レスピラブル(吸入性)粉じん(分粒特性が 4 マイクロメートル 50% カットである粉じん)を適切に分粒できることが製造者又は輸入者により明らかにされているものであること。

キ 本条第 4 号に規定する溶接ヒュームの濃度の測定の方法は、定量下限値が呼吸用保護具の要求防護係数の計算に際してのマンガンに係る基準値である 0.05 ミリグラム毎立方メートルの 10 分の 1 以下となるものである必要があること。

ク 測定の精度を担保するため、本条各号に規定する試料採取方法及び測定方法の決定並びに試料採取機器の選定については、第一種作業環境測定士等十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきであること。

2 第 2 条 (呼吸用保護具の使用) 及び別表関係

(1) 第 1 項関係

本項は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者に十分な性能を有する呼吸用保護具を使用させるため、特化則第 38 条の 21 第 6 項に規定する「有効な」呼吸用保護具の要件を規定する趣旨であること。

(2) 第 2 項関係

ア 本項は、測定された溶接ヒューム中のマンガンの濃度 (C) をマンガンに係るばく露の基準値 (0.05 ミリグラム毎立方メートル) で除したものを要求防護係数として規定する趣旨であること。

イ アのマンガンに係るばく露の基準値は、米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) 及び欧州委員会 (EC) 科学委員会の提案理由書及びそれらに引用されている文献等を踏まえて、決定したものであること。

(3) 第 3 項及び別表関係

ア 本項本文及び別表第 1 から第 3 までは、呼吸用保護具の種類に応じて、指定防護係数の値を規定する趣旨であること。指定防護係数は、呼吸用保護具の種類ごとに、実際の作業における測定又はそれと同等の測定の結果により得られた防護係数 (呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度を当該呼吸用保護具の内側の測定対象物質の濃度で除したもの。以下同じ。) の値の集団を統計的に処理し、当該集団の下位 5 % に当たる値として決定された値であること。

イ 本項ただし書及び別表第 4 は、別表第 1 から第 3 までは規定する指定防護係数の例外を規定する趣旨であること。具体的には、別表第 4 に掲げる呼吸用保護具の種類のうち、特定の呼吸用保護具の防護係数が、別表第 4 に規定する指定防護係数の値よりも高い値を有することが製造者により明らかにされているものについては、別表第 4 に規定する値を指定防護係数とすることを認める趣旨であること。

3 第 3 条 (呼吸用保護具の装着の確認) 関係

(1) 第 1 項関係

ア 本項は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者が、呼吸用保護具を適切に装着しているかを確認するため、特化則第 38 条の 21 第 7 項に規定する確認の方法を規定する趣旨であること。

イ 本項の「日本産業規格 T8150 に定める方法」には、改訂予定の JIS T8150 に定める「定量的フィットテスト」による方法が含まれること。また、本項の「これと同等の方法」には、改訂予定の JIS T8150 に定める「定性的フィットテスト」(半面形面体を有する呼吸用保護具に対して行うものに限る。) のうち定量的な評価ができる方法が含まれること。

ウ 本項に規定する呼吸用保護具の適切な装着の確認は、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきであること。

(2) 第2項関係

ア 本項の「フィットファクタ」は、呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度が、呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度の何倍であるかを示す趣旨であること。

イ 本項の「測定対象物」には、改訂予定の JIS T8150 に定める「定量的フィットテスト」及び「定性的フィットテスト」で使用される空気中の粉じん、エアロゾル等が含まれること。

(3) 第3項関係

本項の「要求フィットファクタ」の値は、米国労働安全衛生庁(O S H A)の規則等を踏まえて決定したものであること。

4 関係通達の改正

(1) 「特殊健康診断指導指針について」(昭和31年5月18日付け基発第308号)のうち「マンガン又はその化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務」に係る部分については、これを削除する。

(2) 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う黒枠帳票の取り扱いについて」(平成23年3月30日付け基安計発0330第1号)のうち別紙2「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」裏面別表1のコード03の「マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務」を「削除」に改める。なお、この通達による改正前の同報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(3) 「防じんマスクの選択、使用等について」(平成17年2月7日付け基発第0207006号)の第1の2(2)中最後に改行し「ただし、特化則第38条の21第6項で規定する金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、同項の規定に基づき当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあっては、この限りでないこと。」を加える。

担当：労働基準部健康課

TEL 011-709-2311(内線 3563)

政令第四百十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号中「34の2」を「34の3」に改める。

第二十一条第七号中「特定化学物質」の下に「（同条34の2に掲げる物及び同条37に掲げる物で同条34の2に係るものを除く。）」を加え、「34の2」を「34の3」に改める。

第二十二條第一項第三号中「34の2」を「34の3」に改める。

別添第三第二号33中「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削り、同条中34の2を34の3とし、34の次に次のように加える。

34の2 溶媒ヒューム

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（作業主任者に関する経過措置）

2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表
労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(作業主任者を専任すべき作業)</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一、十七 (略)</p> <p>十八 別添第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 (試験研究のため取り扱う作業及び同条第二号の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。)</p> <p>十九、二十三 (略)</p>	<p>(作業主任者を専任すべき作業)</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一、十七 (略)</p> <p>十八 別添第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業 (試験研究のため取り扱う作業及び同条第二号の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。)</p> <p>十九、二十三 (略)</p>
<p>(作業環境測定を行うべき作業)</p> <p>第二十一条 法第六十五條第一項の政令で定める作業等は、次のとおりとする。</p> <p>一、六 (略)</p> <p>七 別添第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質 (同条34の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同条34の2に係るものを除く。) を製造し、若しくは取り扱う屋内作業等 (同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、</p>	<p>(作業環境測定を行うべき作業)</p> <p>第二十一条 法第六十五條第一項の政令で定める作業等は、次のとおりとする。</p> <p>一、六 (略)</p> <p>七 別添第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業等 (同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に</p>
<p>19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。)、石綿等を取り扱う、若しくは試験研究のため製造する屋内作業等若しくは石綿等分用試験等を製造する屋内作業等又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業等</p> <p>八、十 (略)</p>	<p>掲げる物又は同号37に掲げる物で同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、34の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業等若しくは石綿等分用試験等を製造する屋内作業等又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業等</p> <p>八、十 (略)</p>
<p>(健康診断を行うべき者等作業)</p> <p>第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める者等作業は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 別添第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質 (同条5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同条5又は31の2に係るものを除く。) を製造し、若しくは取り扱う業務 (同条8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同条8若しくは32に係るものを製造する業務等以外の業務等においてこれらの物を取り扱う業務及び同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを</p>	<p>(健康診断を行うべき者等作業)</p> <p>第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める者等作業は、次のとおりとする。</p> <p>一、二 (略)</p> <p>三 別添第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質 (同条5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同条5又は31の2に係るものを除く。) を製造し、若しくは取り扱う業務 (同条8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同条8若しくは32に係るものを製造する業務等以外の業務等においてこれらの物を取り扱う業務及び同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同条3の3、11の2、13の2、15、16の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを</p>

條へ)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物と同項第四号に掲げるものを除く。)を試験研究のための製造し、若しくは使用する業務又は石炭等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石炭の新用試験等の製造に伴い石炭の粉じんを発生する場所における業務

四ノ六 (陸)

2・3 (陸)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十二条、第二十二条関係)

一 (陸)

二 第一類物質

1 32 (陸)

33 マンガン及びその化合物

34 の 2 34 (陸)

34 の 2 海棲トニール

34 の 3 (陸)

35 37 (陸)

三 (陸)

條へ)、第十六条第一項各号に掲げる物(同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物と同項第四号に掲げるものを除く。)を試験研究のための製造し、若しくは使用する業務又は石炭等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石炭の新用試験等の製造に伴い石炭の粉じんを発生する場所における業務

四ノ六 (陸)

2・3 (陸)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第十八条、第十八条の二、第二十二条、第二十二条関係)

一 (陸)

二 第一類物質

1 32 (陸)

33 マンガン及びその化合物(環境保健化マンガンを除く)

34 の 2 34 (陸)

(新設)

34 の 2 (陸)

35 37 (陸)

三 (陸)

○厚生労働省令第八十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十八号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項、第一百条第一項、第一百五一条第一項及び第一百五十二条、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三条、第五条、第七条第四号、第十四条第三項、第十九条（同法第三十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条第一項第三号及び第二項、第三十四条の二第三項、第四十三条並びに第五十一条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第十八号、第二十一条第七号及び第二十二条第一項第三号の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 第五節 (略)</p> <p>第五章の二 特殊な作業場の管理 (第三十八条の五―第三十八条の二十一)</p> <p>第六章 第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第二条の二 この命令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別第三第三二条の二の二、18の二、18の三、19の三、19の四、22の二から22の五まで若しくは22の二に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別第三第三二条の二の二、18の二、18の三、19の三又は22の二から22の五までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。</p> <p>一三七 (略)</p> <p>八 令別第三第三二条の二の三に掲げる物又は別表第一第三十四号の三に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフタクトリレーセラミックファンアイパー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフタクトリレーセラミックファンアイパー等の粉じんの発塵を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研削等のリフタクトリレーセラミックファンアイパー等の</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第五節 (略)</p> <p>第五章の二 特殊な作業場の管理 (第三十八条の五―第三十八条の十九)</p> <p>第六章 第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第二条の二 この命令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。ただし、令別第三第三二条の二の二、18の二、18の三、19の三、19の四、22の二から22の五まで若しくは22の二に掲げる物又は別表第一第十一号の二、第十八号の二、第十八号の三、第十九号の三、第十九号の四、第二十二号の二から第二十二号の四まで、第二十三号の二若しくは第三十七号(令別第三第三二条の二の二、18の二、18の三、19の三又は22の二から22の五までに掲げる物を含有するものに限る。)に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務に係る第四十四条及び第四十五条の規定の適用については、この限りでない。</p> <p>一三七 (略)</p> <p>八 令別第三第三二条の二の三に掲げる物又は別表第一第三十四号の二に掲げる物(以下この号及び第三十八条の二十において「リフタクトリレーセラミックファンアイパー等」という。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフタクトリレーセラミックファンアイパー等の粉じんの発塵を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研削等のリフタクトリレーセラミックファンアイパー等の</p>

粉じんが飛散するおそれのある業務を併く。)

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別第三第三二条の二若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、25、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは別3に掲げる物に係る測定の記録並びに同条若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する作業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別第三第三二条11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別第三第三二条6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から23の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する作業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別第三第三二条11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

粉じんが飛散するおそれのある業務を併く。)

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別第三第三二条1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、8の2、11の2、12、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで、23の2から24まで、25、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは別3に掲げる物に係る測定の記録並びに同条若しくは21に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する作業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別第三第三二条11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別第三第三二条6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、8の2、11の2、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、22の2から23の5まで、23の2から24まで、27の2、29、30、31の2、33の2若しくは34の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する作業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別第三第三二条11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(指示)

第三十八条の三 事業者は、第一項物質（塩化ビニルモノマー等を除く。）又は分別第三類二号物の2から5まで、8、8の2、11、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から23の5まで、23の2から24まで、25、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物質若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

(金属加工溶接等作業に係る措置)

第三十八条の二十一 事業者は、金属加工溶接する作業、アーク溶接して金属を溶断し、又はアーク溶接する作業その他の溶接ロークを製造し、又は取り扱う作業（以下この条において「溶接加工」と称する。）を行う際、第四項第四号の二に、当該金属加工溶接作業に係る溶接ロークを減少させるため、全体換気装置による換気の設置又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。この場合において、事業者は、第五項の規定にかかわらず、金属加工溶接作業において発生するガス、蒸気若しくは粉塵の濃度を測定する設備、風向測定装置又はアークモニタ装置を設置しなければならない。

2 事業者は、金属加工溶接等作業を継続して行う屋内作業場は

(指示)

第三十八条の三 事業者は、第一項物質（塩化ビニルモノマー等を除く。）又は分別第三類二号物の2から5まで、8、8の2、11、11から12まで、13の2から15の2まで、18の2から19の5まで、21、22の2から23の5まで、23の2から24まで、25、27の2、29、30、31の2、32、33の2若しくは34の2に掲げる物質若しくは別表第一第三号の2から第六号まで、第八号、第八号の二、第十一号から第十二号まで、第十三号の二から第十五号の二まで、第十八号の二から第十九号の五まで、第二十一号、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第二十三号の二から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二、第三十二号、第三十三号の二若しくは第三十四号の三に掲げる物（以下「特別管理物質」と称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 四 (略)

(解説)

2 事業者は、金属加工溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属加工溶接等作業の汚染を抑制しようとするため、又は当該作業の汚染を低減しようとするため、室内及び、厚生労働大臣の定めることにより、当該金属加工溶接等作業に従事する労働者の健康に被害する有害物質濃度を測定する測定装置を設置し、当該測定装置により、当該作業場における、空気中の溶接ロークの濃度を測定しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による空気中の溶接ロークの濃度の測定の結果に基づいて、換気装置の風量の増減その他の必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、前項に規定する措置を講じたときは、その結果を測定するため、第二項の作業場において、室内の測定により、空気中の溶接ロークの濃度を測定しなければならない。

5 事業者は、金属加工溶接等作業に労働者を従事させることは、当該労働者に有害な曝露を伴う使用を伴うなければならない。

6 事業者は、金属加工溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属加工溶接等作業に従事する労働者を従事させるため、厚生労働大臣の定めることにより、当該作業場における第二項及び第四項の規定による測定の結果に基づいて、当該労働者に有害な曝露を伴う使用を伴うなければならない。

7 事業者は、前項の曝露評価装置（固体を測るものに限る。）を使用するときは、一年に一回、定期的に、当該曝露評価装置の精度に適合していることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

8 事業者は、第二項又は第四項の規定による措置を行つたときは、その結果、次の事項を記録し、これを当該測日に係る金属加工溶接等作業の汚染を低減し、かつ、その日から起算して三年間維持する旨まで保存しなければならない。

一 測定日時

二 測定方法

三	測定箇所
四	測定条件
五	測定結果
六	測定を要しない等の場合
七	測定結果及び測定方法等に関する事項
八	測定結果に付した有効な呼吸用保護具を使用せよとせば、当該呼吸用保護具の性能
九	「第23条」は、金属加工用機械等作業に労働者や従事者があるときは、当該作業を行う際の作業環境の状態を、水圧等によつて急激に変化する液体の多いところ、水圧降下による降下等による急激な変化等により、毎日一回以上測定しなければならない。
十	労働者は、作業から離れる又は重大項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを従事しななければならない。

別添第三（第二條、第二條の二、第五條、第十二條の二、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第三十六條、第三十八條の三、第三十八條の七、第三十九條関係）

一〇三三二（附）

三十三 マンガン又はその化合物を含むする製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。

三十三の二・三十四（附）

三十四の二 鉛酸とニッケルを含むする製剤その他の物。ただし、鉛酸とニッケルの含有量が重量のパーセント以下のものを除く。

三十四の三（附）

三十五・三十七（附）

別添第三（第三十九條関係）

条	項	期日	項	目
---	---	----	---	---

別添第一（第二條、第二條の二、第五條、第十二條の二、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第三十六條、第三十八條の三、第三十八條の七、第三十九條関係）

一〇三三二（附）

三十三 マンガン又はその化合物（錳酸型酸化マンガンを除く。以下同じ。）を含むする製剤その他の物。ただし、マンガン又はその化合物の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。

三十三の二・三十四（附）

（新設）

三十四の二（附）

三十五・三十七（附）

別添第三（第三十九條関係）

条	項	期日	項	目
---	---	----	---	---

(附)

(全)

(注)

(注)

(注)

別添第四（第三十九條関係）

条	項	期日	項	目
---	---	----	---	---

(附)

(新設)

(注)

(注)

(注)

別添第四（第三十九條関係）

条	項	期日	項	目
---	---	----	---	---

様式第三号（裏面）を次のように改める。



(註) 〇 同項の「 γ 」を 知ることが出来る利権及び 他の物を知り、)を「 γ 」 又は取戻し権を 〇 同項の「 γ 」を	一 同項に於ける他記号又は 自記号に於ける場合は、前記 理学的検査及び同項の「 γ 」 又後記号に於ける場合は 二 γ の検査結果に に関する理学的検査 三 同項に於ける「 γ 」の検査 結果又は同項中の「 γ 」 の検査結果
(註) (註)	(註)

(註) (註)	(註)
------------	-----

改正箇所

1. 第1条第1項第1号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
2. 第1条第1項第2号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
3. 第1条第1項第3号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
4. 第1条第1項第4号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
5. 第1条第1項第5号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
6. 第1条第1項第6号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
7. 第1条第1項第7号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
8. 第1条第1項第8号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
9. 第1条第1項第9号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
10. 第1条第1項第10号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
11. 第1条第1項第11号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。
12. 第1条第1項第12号の「労働者」を「労働者及び労働者以外の者」と改定する。

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第二条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正箇所	改正前の規定	改正後の規定
第1条第1項第1号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第2号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第3号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第4号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第5号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第6号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第7号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第8号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第9号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第10号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第11号	労働者	労働者及び労働者以外の者
第1条第1項第12号	労働者	労働者及び労働者以外の者

改正後	改正前
<p>別表 作業場の種類(第三系―第五系、第六系、第十六系、第十七系、第五十一系の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)</p> <p>一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二系第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六系第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試験等を製造する屋内作業場又は同令別表第三系二号の二に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>二 (略)</p> <p>三 労働安全衛生法施行令別表第三系一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同令別表二及び三の二に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二及び第三十四号の三に掲げる物並びに同号に掲げる物を除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はワークス卓上において若しくはワークス卓上に接してワークス製造の作業を行う場合の当該作業場</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>別表 作業場の種類(第三系―第五系、第六系、第十六系、第十七系、第五十一系の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)</p> <p>一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二系第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六系第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試験等を製造する屋内作業場又は同令別表第三系二号の二に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>二 (略)</p> <p>三 労働安全衛生法施行令別表第三系一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同令別表二に掲げる物、特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の二に掲げる物及び同号に掲げる物を除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はワークス卓上において若しくはワークス卓上に接してワークス製造の作業を行う場合の当該作業場</p> <p>四・五 (略)</p>

様式第十八号の備考2中、「又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類」を「作業環境測定を行うことができる作業場の種類又は個人サンプリング法の実施の有無」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(測定等に関する経過措置)

第二条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則（次条において「新規則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定の適用については、同項中「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「令和四年三月三十一日までに」と、「当該金属アーク溶接等作業」とあるのは「金属アーク溶接等作業」と、「当該作業場」とあるのは「当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場」とする。

第三条 新規則第三十八条の二十一第二項に規定する屋内作業場については、令和四年三月三十一日までの間は、同条第三項、第四項、第六項から第八項まで及び第十項（同条第六項の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(様式に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第三号による報告書及び第二条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則様式第十八号による申請書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(特定化学物質障害予防規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能の一部改正)

第二条 特定化学物質障害予防規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める性能(昭和五十年労働省告示第七十五号)の一部を次の表のように改正する。

(薄線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第七條第一項第五号(第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において適用する場合を含む。)及び第五十條第一項第七号(第五十條の二第二項において適用する場合を含む。)の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)別表第三第一号の、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号8、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号、第三十四号若しくは第三十四号の三から第三十六号までに掲げる物又は一・四-シクロロ-エタン若しくは一・四-シクロロ-エタンを重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所換気装置にあつては、そのアードの外側における令別表第三第一号の、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33、34若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四-シクロロ-エタンの蒸気若しくは粉じんが、次の表の上欄に掲げる物の濃度(%)に及び、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとすること。</p>	<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号(第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において適用する場合を含む。)及び第五十條第一項第七号(第五十條の二第二項において適用する場合を含む。)の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)別表第三第一号の、6若しくは7に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号8、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34の3から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四-シクロロ-エタン若しくは一・四-シクロロ-エタンを重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所換気装置にあつては、そのアードの外側における令別表第三第一号の、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34の3から36までに掲げる物又は一・四-シクロロ-エタンの蒸気若しくは粉じんが、次の表の上欄に掲げる物の濃度(%)に及び、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとすること。</p>

改正後	
<p>(試験)</p> <p>第二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。</p>	
試験の科目	範囲
(略)	
規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)
規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)
規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(3の2、10、11、13、15の2、15の3、21、23、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。)に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>
規則別表第四号の	(略)

改正前	
<p>(試験)</p> <p>第二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。</p>	
試験の科目	範囲
(略)	
別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)
別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)
別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(3の2、10、11、13、15の2、15の3、21、23、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。)に掲げる物の分析に関する理論及び方法</p>
別表第四号の作業	(略)

作業場の作業環境について行う分析の技術	
規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)

2 (略)

(講習)

第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)		
規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(3の2、10、11、13、15の2、15の3、21、23、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。)に掲げる物の分析</p>	(略)

2~4 (略)

場の作業環境について行う分析の技術	
別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)

2 (略)

(講習)

第三条 作業環境測定法第五条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)		
規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	<p>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号(6及び8を除く。)及び第二号(3の2、10、11、13、15の2、15の3、21、23、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。)に掲げる物の分析</p>	(略)

2~4 (略)

(作業環境測定基準の一部改正)

第四条 作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(繰り組等は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特定化学物質の濃度の測定)</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等(令第六條第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。))を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等(令第六條第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。))を製造する屋内作業場及び特定化学物質曝露予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特定化則」という。)、別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。)における空气中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から10までに掲げる物(同号2の2に掲げる物を除く。)の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>2、3 (陸)</p> <p>4 第二條第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について適用する。この場合において、同表第一項第一号、第二号の二及び第三号の二中「土石、炭石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から10までに掲げる物(同号2の2に掲げる物を除く。)」と、同表第三号ただし書中「測定機器若しくは」とあるのは「直接採取方法又は検知管方式による測定機器若しくは」と、同表第三号ただし書中「測定機器若しくは」とあるのは「直接採取方法又は検知管方式による測定機器若しくは」とあるものとする。</p> <p>5 第五項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号8又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の</p>	<p>(特定化学物質の濃度の測定)</p> <p>第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等(令第六條第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。))を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等(令第六條第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。))を製造する屋内作業場及び特定化学物質曝露予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特定化則」という。)、別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。)における空气中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から10までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。</p> <p>2、3 (陸)</p> <p>4 第二條第一項第一号から第三号までの規定は、前三項に規定する測定について適用する。この場合において、同表第一項第一号、第二号の二及び第三号の二中「土石、炭石、鉱物、金属又は炭素の粉じん」とあるのは「令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から10までに掲げる物」と、同表第三号ただし書中「測定機器若しくは」とあるのは「直接採取方法又は検知管方式による測定機器若しくは」とあるものとする。</p> <p>5 第五項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号8又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の</p>

2、19、21、22、23、27の若しくは27に掲げる物（以下この項において「塩素置換炭素化合物類」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることとする。

一 六（陸）

6 9（陸）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試験採取方法	分析方法
(陸) インシウム化合物	第二条第二項の規定による事件に該当する分粒標置を用いるる増補採用法	(陸)
(陸) マンガン及びその化合物	第二条第二項の規定による事件に該当する分粒標置を用いるる増補採用法	(陸)
(陸)		

2、19、21、22、23、27の若しくは27に掲げる物（以下この項において「塩素置換炭素化合物類」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることとする。

一 六（陸）

6 9（陸）

別表第一（第十条関係）

物の種類	試験採取方法	分析方法
(陸) インシウム化合物	第二条第二項の規定に該当する分粒標置を用いるる増補採用法	(陸)
(陸) マンガン及びその化合物（ <u>塩素置換炭素化合物</u> を除く。）	る増補採用法	(陸)
(陸)		

様式第二号を次のように改める。



作業環境測定結果摘要書

		測定対象物の名称		(主成分)											
測定実施 年月日		一日目の測定		二日目の測定		第一群 価値	第二群 価値	B測定値 又は D測定 値	管理 濃度	管理 区分	作業環境測定士又は作業環境測定機関 氏名又は名称			登録番号	印
		M ₁	σ ₁	M ₂	σ ₂										

- 備考 1 本摘要書は、単位作業場所ごとに記入すること。
- 2 「管理番号」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあつては、各々に作業環境測定特別許可申請書（様式第1号）に記入した単位作業場所の順に管理番号を付すること。
- 3 「測定対象物の名称」の欄は、当該物質の名称を記入すること。なお、申請に係る単位作業場所において、当該物質が有機溶剤又は特別有機溶剤を二種以上含有する混合物として製造され、又は取り扱われる場合にあつては、「混合有機溶剤」と記入し、()内に主成分の名称を記入すること。
- 4 「一日目の測定」及び「二日目の測定」の欄中M₁及びσ₁はA測定又はC測定の測定値の幾何平均値を、σ₂及びσ₂はA測定又はC測定の測定値の幾何標準偏差をそれぞれ記入すること。なお、「二日目の測定」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。
- 5 「B測定値又はD測定値」の欄は、B測定値又はD測定値が二以上ある場合には、そのうちの最大値を記入すること。なお、「B測定値又はD測定値」の欄は、当該測定を行わない場合には記入を要しないこと。

（特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第五条 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>特定化学物質作業予防規則（昭和四十七年労働省令第二十九号、以下「特定化則」という。）第八條第一項（第三十八條の十二條第二項、第三十八條の十六條第二項、第三十八條の十七條第二項及び第三十八條の十八條第二項において引用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定化則第三條、第四條第三項又は第五條第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三條第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質作業予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号、以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、5若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から10まで、13から15まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、37、37若しくは38の2から29までに掲げる物又は一・四-1シタクロロ-1-アテン若しくは一・四-1シタクロロ-1-アテンを重量のパーセントを超えて含有する樹脂その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の上欄に定める値を基準として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>特定化学物質作業予防規則（以下「特定化則」という。）第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定化則第三條、第四條第三項又は第五條第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三條第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質作業予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号、以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、5若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から10まで、13から15まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、37若しくは38から39までに掲げる物又は一・四-1シタクロロ-1-アテン若しくは一・四-1シタクロロ-1-アテンを重量のパーセントを超えて含有する樹脂その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の上欄に定める値を基準として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にある第四條の規定による改正前の作業環境測定基準様式第一号による摘要の用紙については、当分の間、これを取り替へて使用することができる。

○厚生労働省告示第二百八十六号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の二十一第二項、第六項及び第七項の規定に基づき、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等を次のように定める。

令和二年七月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等
（溶接ヒュームの濃度の測定）

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 試料空気の採取は、特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二 前号の規定による試料採取機器の装着は、金属アーク溶接等作業のうち労働者にばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業（以下この号において「均等ばく露作業」という。）ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三 試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が金属アーク溶接等作業に従事する全時間とすること。

四 溶接ヒュームの濃度の測定は、次に掲げる方法によること。

イ 作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法

ロ 吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法（呼吸用保護具の使用）

第二条 特化則第三十八条の二十一第六項に規定する呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PF = \frac{C}{0.05}$$

この式において、 PF 、 C は、それぞれ次の値を表すものとする。

PF 要求防護係数

C 前条の測定における溶接ヒューム中のマンガンの濃度の測定値のうち最大のもの（単位：ミリグラム毎立方メートル）

3 第一項の指定防護係数は、別表第一から別表第三までの上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第四の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の溶接ヒュームの濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

（呼吸用保護具の装着の確認）

第三条 特化則第三十八条の二十一第七項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第六項の呼吸用保護

具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、日本産業規格 J 8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

2 フィットファクタは、次の式により計算するものとする。

$$FF = \frac{C_{out}}{C_{in}}$$

この式において、 FF 、 C_{out} 及び C_{in} は、それぞれ次の値を表すものとする。

FF フィットファクタ

C_{out} 呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度

C_{in} 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度

3 第一項の要求フィットファクタは、呼吸用保護具の種類に応じ、次に掲げる値とする。

- 1 全面形面体を有する呼吸用保護具 五〇〇

二 半面形面体を有する呼吸用保護具 一〇〇

別表第一（第二条関係）

防じんマスクの種類		指定防護係数	
取替え式	全面形面体	RS三又はRL三	五〇
		RS二又はRL二	一四
		RS一又はRL一	四
	半面形面体	RS三又はRL三	一〇
		RS二又はRL二	一〇
		RS一又はRL一	四
使い捨て式	DS三又はDL三	一〇	
	DS二又はDL二	一〇	
	DS一又はDL一	四	
備考 RS一、RS二、RS三、RL一、RL二、RL三、DS一、DS二、DS三、DL一、DL二及びDL三は、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第一条第三項の規定による区分であること。			

別表第二（第二条関係）

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
全面形面体	S級	PS三又はPL三	一、〇〇〇
	A級	PS二又はPL二	九〇
	A級又はB級	PS一又はPL一	一九
半面形面体	S級	PS三又はPL三	五〇
	A級	PS二又はPL二	三三
	A級又はB級	PS一又はPL一	一四
フード形又はフェイスシールド形	S級	PS三又はPL三	二五
	A級		二〇
ヘルム形	S級又はA級	PS二又はPL二	二〇
	S級、A級又はB級	PS一又はPL一	一
備考 S級、A級及びB級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第四において同じ。）であること。PS一、PS二、PS三、PL一、PL二及びPL三は、同条第五項の規定による区分（同表において同じ。）であること。			

別表第三 (第二条関係)

その他の呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
循環式呼吸器	全面形面体	圧縮酸素形かつ陽圧形	10,000
		圧縮酸素形かつ陰圧形	50
		酸素発生形	50
	半面形面体	圧縮酸素形かつ陽圧形	50
		圧縮酸素形かつ陰圧形	10
		酸素発生形	10
空気呼吸器	全面形面体	ブレッシヤダイヤモンド形	10,000
		ダイヤモンド形	50
	半面形面体	ブレッシヤダイヤモンド形	50
		ダイヤモンド形	10
エアラインマスク	全面形面体	ブレッシヤダイヤモンド形	1,000
		ダイヤモンド形	50
		一定流量形	1,000
	半面形面体	ブレッシヤダイヤモンド形	50

ホースマスク		ダイヤモンド形	10
		一定流量形	50
	フード形又はフェイスシールド形	一定流量形	25
		全面形面体	電動送風機形
	半面形面体	手動送風機形又は肺力吸引形	50
		電動送風機形	50
	フード形又はフェイスシールド形	手動送風機形又は肺力吸引形	10
		電動送風機形	25

別表第四 (第二条関係)

呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具	S級かつP S三又はP L三	300
フード形の電動ファン付き呼		1,000

吸用保護具		
フェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具		三〇〇
フード形のエアラインマスク	一定流量形	一、〇〇〇

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、令和四年三月三十一日までの間は、第二条及び第三条の規定は、適用しない。